

基本目標 5

安心のくらしを支える環境づくり

[環境保全・防犯・防災]

政策
51

豊かな環境を守り育て、 地球にやさしい循環型社会を構築する

511	良好な地域環境の保全	221
512	3Rの推進	223
513	廃棄物処理対策の推進	225
514	地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進	226
515	環境を支える森林づくり	227
516	豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進	228

政策
52

安全な暮らしを守る

521	安全で安心なまちづくりの推進	229
522	総合的な交通安全対策の推進	230
523	安心できる消費生活の実現	232

政策
53

災害・危機に強い県土づくりを推進する

531	防災・危機管理対策の充実	233
532	防災基盤の整備	234

政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

参照：第2部 P135

511 良好な地域環境の保全

参照：第2部 P136

511-1 大気環境の保全

区分	主な実施内容	担当課
自動車排出ガス対策の推進	<ul style="list-style-type: none">◇自動車の効率的な使用、不要なアイドリングの停止等の普及啓発事業を実施します。◇公共交通への利用転換を促進するとともに、新交通システムの導入について検討します。◇バイパス道路の整備や道路の立体化等による交差点改良・交通管制システムの高度化などを推進し、交通の円滑化と自動車の走行性の向上を図ります。	環境管理課 交通対策課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室 警察交通規制課
広域大気汚染対策の推進	<ul style="list-style-type: none">◇大気環境測定局において二酸化窒素やSPM（浮遊粒子状物質）などの大気汚染物質の常時監視を行うとともに、有害大気汚染物質や酸性雨の状況についてモニタリング調査を行います。◇「栃木県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、光化学スモッグ発生時に速やかに注意報等の発令を行うとともに、関係市町村への通報や緊急時協力工場へばい煙排出量の削減要請を行い、健康被害の未然防止を図ります。	環境管理課
工場・事業場等の発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none">◇工場・事業場から排出される大気汚染物質について、法令等に基づき排出規制や排出低減の指導を実施します。特に、新たに規制対象となる揮発性有機化合物について排出実態の把握を行い、適切な対応を図ります。◇建物等に使用されているアスベストについて、関係機関・団体と連携しながら、建物等の解体・除去時等における飛散防止対策を徹底します。◇工場・事業場における自主管理体制の確立を促進するとともに、公害防止施設の整備等に対し、環境保全資金の融資による支援を行います。	環境管理課 管財課 技術管理課 建築課 企業局経営企画課 教委総務課 教委施設課 警察会計課

511-2 水環境の保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県内水環境の管理の推進	◇公共用水域、地下水の常時監視を行います。 ◇水質汚濁発生源データと公共用水域データなどの水質調査結果等を活用し、水質汚濁原因の解明、環境基準の類型あてはめ、排水基準の設定の見直し等を行います。	環境管理課
発生源対策の推進	◇工場・事業場から排出される水質汚濁物質について、法令等に基づき排水規制や汚濁物質低減の指導を実施するとともに、有害物質を原因とする地下水汚染の未然防止対策を推進します。 ◇「栃木県生活排水処理構想」に基づき、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進します。 ◇工場・事業場における自主管理体制の確立を促進するとともに、公害防止施設の整備等に対し、環境保全資金の融資による支援を行います。	環境管理課 環境整備課 農村振興室 下水道課
健全な水循環の維持・確保	◇「栃木県地下水汚染対策要領」に基づき、地下水汚染が確認された地域について、飲料水対策、発生源対策、モニタリング監視などを実施することにより、健康被害の防止と水質の改善を図ります。 ◇「栃木県異常水質対策要領」に基づき、水質事故(異常水質)の発生時には、関係機関と連携し速やかに被害拡大防止対策を実施します。 ◇湯ノ湖・中禅寺湖などの奥日光水域の水質保全を推進します。 ◇環境基準を達成していない流域については、河川の汚濁特性に応じた浄化対策を実施するとともに、河川の直接浄化施設の適正な維持・管理・運用を行います。	環境管理課 河川課

511-3 土壤環境、地盤環境の保全

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
土壤汚染対策の推進	◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用する特定事業場等に対して施設の管理と構造に関する基準の遵守を指導し、地下浸透などを原因とする土壤汚染の未然防止を図ります。 ◇「栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可制度を適切に運用し、埋立土砂等の安全性を確保します。 ◇土壤汚染の判明時に浄化対策の指導を実施し、汚染拡大の防止を図ります。	環境管理課 環境整備課
地盤沈下防止対策の推進	◇精密水準測量、観測井での地盤変動量や地下水位の観測を実施します。 ◇地盤沈下が懸念される県南部において、地盤沈下テレメータシステムにより状況を常時監視するとともに、地下水位の急激な低下が観測された際には「小山市・野木町・藤岡町地盤沈下防止対策連絡協議会」を通じて利水者に節水等の要請を行います。 ◇「栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱」に基づき、揚水施設設置に係る指導を実施するとともに揚水量の把握を行い、地下水の適正利用を推進します。 ◇地盤沈下防止対策をより一層推進するため、条例による地下水採取規制のあり方について検討します。	環境管理課 環境政策課

511-4 騒音・振動、悪臭の防止

区分	主な実施内容	担当課
発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇騒音・振動、悪臭について、法令に基づき規制地域の指定を行うとともに、発生源対策を行う市町村に対して、測定方法などの技術的な助言等の支援を行います。 ◇家畜排せつ物処理施設・機械の整備の促進や脱臭技術の研究・普及等により、畜産からの臭気低減を推進します。 ◇事業者による公害防止施設の設置、改善及び移転に対して、環境保全資金の融資による支援を行います。 	環境管理課 畜産振興課
交通騒音対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路騒音の常時監視を行うとともに、騒音の著しい区間について、騒音を低減する効果の高い高機能舗装への改修等により、沿道環境対策を推進します。 ◇新幹線による鉄道騒音・振動を測定し、関係機関に必要な対策の実施を要請するとともに、沿線にふさわしい土地利用への誘導を行います。 	環境管理課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 高速道路対策室
普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「とちぎの良い音・良いかおり」の選定を行い、良好な音・かおり環境の保全を行うとともに、普及啓発等により、快適な生活環境の保全への取組を促進します。 	環境管理課

511-5 化学物質対策の推進

区分	主な実施内容	担当課
指定化学物質排出抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、指定化学物質使用事業場による管理計画の策定・公表について指導を行います。 ◇事業者に対して、「PRTR法」（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の普及啓発を実施し、指定化学物質の排出抑制を促進します。 	
化学物質に関するリスクコミュニケーションの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇化学物質に関するリスクコミュニケーション（リスク（有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ）に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。）の普及促進に向けた普及啓発を実施し、化学物質の情報の共有化を図り、効果的な排出抑制を促進します。 ◇化学物質の有害性に関する適切な情報提供を行います。 	環境管理課
環境中の化学物質の調査研究	◇化学物質の環境監視を行うとともに、有害化学物質による環境影響等について調査研究を実施します。	

512 3Rの推進

参照：第2部 P138

512-1 廃棄物の減量化の推進

区分	主な実施内容	担当課
県民・事業者・行政の自主的な減量化への取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇詰め替え可能商品等の選択、買い物袋持参によるレジ袋の辞退、フリーマーケットの活用など、より一層の廃棄物の削減努力を促進するための普及啓発事業を展開し、県民のライフスタイルの変革を促進します。 ◇廃棄物の排出を「ゼロ」にするゼロエミッションなど、事業者による先進的な取組を促進します。 ◇県の事務事業から発生する廃棄物の減量化に取り組みます。 	環境政策課
建設廃棄物等廃棄物の発生抑制の推進	◇建築物の適切な分別解体により建設廃棄物等の発生抑制を推進します。	技術管理課 環境政策課 建築課

512-2 廃棄物のリサイクルの推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
県民・事業者・行政の 自主的なリサイクルへの 取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「とちの環県民会議」等の活用を図り、イベントの開催や広報など、積極的な普及啓発事業を展開し、県民、事業者、行政が一体となつた循環型社会の形成に向けた取組を推進します。 ◇「栃木県循環型社会推進指針」に掲げる地域循環モデルの構築を支援し、循環資源の有効活用を推進します。 	環境政策課
廃棄物の種類ごとのリ サイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇容器包装リサイクル法等の円滑な運用を図り、廃棄物のリサイクルを推進します。 ◇建築物の適切な分別解体により、コンクリート、木材、アスファルト等の特定建設資材の再資源化を推進します。 ◇使用済み農業生産資材の分別回収・リサイクルを推進します。 ◇下水汚泥から生産するエコスラグ（溶融スラグ）の建設資材等への利用拡大を図ります。 	環境政策課 農村振興室 技術管理課 下水道課 建築課
グリーン購入・調達の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇とちの環工コ製品（県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県がリサイクル製品認定制度により認定したもの）の普及を図り、本県の地域特性を生かした循環資源の利用を促進します。 ◇環境への負荷の少ない製品の購入を促進し、県自らも環境配慮物品の購入に努めます。 	環境政策課 技術管理課 出納局会計課

512-3 バイオマスの利活用の促進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
バイオマスへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇講演会の開催等の普及啓発を実施し、県民のバイオマスへの理解促進を図ります。 ◇市町村等の取り組む普及啓発活動を支援します。 	農村振興室 林業振興課
バイオマстаウン構想 等の策定支援	◇市町村等によるバイオマстаウン構想等の計画策定を支援します。	
バイオマス利活用の取 組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市町村等が策定したバイオマстаウン構想等に基づき実施するバイオマスの地域循環システムの構築を支援します。 ◇バイオマスプラスチックやバイオマスエネルギーの公共施設等における利活用を推進します。 ◇バイオマスの製品利用やエネルギー利用についての調査・研究に取り組みます。 	農村振興室

513 廃棄物処理対策の推進

参照：第2部 P140

513-1 廃棄物の適正処理の推進

区分	主な実施内容	担当課
広域的な一般廃棄物処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市町村の焼却施設について、「栃木県廃棄物処理計画」に基づき広域的な整備を進めるとともに、環境への配慮という観点から、焼却に伴い発生する熱の有効利用（サーマルリサイクル）を促進します。 ◇一般廃棄物処理施設の整備に係る周辺環境整備事業等に対し助成を行います。 	環境整備課
産業廃棄物処理施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備を推進します。 ◇適正処理に必要な産業廃棄物処理施設に係る周辺環境整備事業等に対し助成を行います。 	馬頭処分場整備室 環境整備課
廃棄物排出事業者等への指導	<ul style="list-style-type: none"> ◇廃棄物排出事業者や処理業者に対して、法令等に基づく廃棄物処理基準の遵守など、適正な処理処分について監視指導を徹底します。 ◇廃棄物処理施設設置者に対して、地域の生活環境に十分配慮した処理施設の整備等について指導します。 ◇産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画の策定を指導します。 	環境整備課

513-2 不法投棄対策の強化

区分	主な実施内容	担当課
監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇市町村の廃棄物監視員及び併任職員に対する支援により、全市町村へ監視員等を配置し監視体制を強化します。 ◇夜間・休日等における監視体制の強化や、監視カメラ、GPS発信器の活用等により、不法投棄の未然防止、早期発見を図ります。 ◇県内の事業者及び関係団体等と不法投棄情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の早期発見等に努めます。 	環境整備課
不法投棄物の撤去指導	<ul style="list-style-type: none"> ◇不法投棄の確認時には、関係機関と連携し、行為者等に対してすみやかに不法投棄物の撤去指導を行うとともに、応急対策を効果的に実施し、被害拡大等の防止を図ります。 ◇不法処理防止連絡協議会等により警察との連携を強化し、悪質事案への対応を図ります。 	環境整備課 警察生活環境課
不法投棄防止啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇キャンペーンや講習会等により不法投棄防止啓発活動の充実を図り、県民や事業者等の協力を得ながら、不法投棄の未然防止等に努めます。 	環境整備課

514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進

参照：第2部 P142

514-1 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

区分	主な実施内容	担当課
産業、民生、運輸部門等各部門における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇栃木県地球温暖化防止活動推進センター等との連携を強化し、県民、事業者、行政のすべての主体が行う地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減の取組を推進します。 ◇事業者へのコーポレート・ガバナンスやESCO事業の導入を促進し、エネルギーの利用効率の向上を図ります。 ◇建築物の省エネ化を促進するとともに、住宅の省エネ化技術者の養成を推進します。 ◇「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画を策定する事業者に対して、技術的な支援を行います。 ◇フロン回収破壊法等に基づき、フロンの適正な回収・破壊を推進します。 ◇公共交通への利用転換を促進するとともに、新交通システムの導入について検討します。 ◇自動車の効率的な使用、不要なアイドリングの停止等の普及啓発事業を実施します。 ◇バイパス道路の整備や道路の立体化等による交差点改良などを推進し、自動車交通におけるエネルギー効率の向上を図ります。 	環境政策課 交通対策課 環境管理課 道路建設課 道路維持課 都市計画課 都市施設課 住宅課 建築課 高速道路対策室
県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ESCO事業を活用し県有施設の計画的な省エネ改修や省エネ機器の導入を推進するとともに、節電等により省エネルギーを推進します。 ◇職員一人ひとりの省エネに向けた意識改革を推進します。 ◇県有施設等の建設に当たっては、新エネルギーの導入を推進します。 ◇公用車への低公害車の導入を推進します。 	環境政策課 管財課 出納局会計課 企業局経営企画課 教委施設課 警察会計課
環境にやさしいエネルギーの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「栃木県地域新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの導入や、廃棄物焼却余熱などの未利用エネルギー等の利用を促進します。 ◇環境保全資金の活用により、県民による太陽光発電や事業者の新エネルギーの導入を支援します。 ◇「とちぎバイオマスの環推進プラン」等に基づき、バイオマスエネルギーの利活用について実証試験や技術展示に取り組みます。 ◇水資源を活用し、中小水力発電によりエネルギーを確保するとともに、マイクロ水力発電の調査・研究を行います。 	環境政策課 環境管理課 農村振興室 林業振興課 企業局経営企画課 企業局電気課

514-2 自主的な環境保全活動の促進

区分	主な実施内容	担当課
県民総ぐるみによる環境保全に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「とちの環県民会議」等の環境保全団体との連携・協力の下、各種の普及啓発活動を推進し、県民総ぐるみによる環境保全に向けた実践活動を促進します。 ◇イベントやフォーラムの開催など各種の普及啓発事業を展開し、県民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。 	環境政策課
事業活動における環境配慮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇講習会の開催等により、事業者のISO14001やこれに準じたエコアクション21の認証取得等を促進します。 ◇環境保全資金の活用により、環境保全に取り組む中小企業を支援します。 ◇環境影響評価制度の適切な運用により、各種の開発事業に係る環境保全について適正な配慮を確保します 	環境政策課 環境管理課
行政の率先活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇県庁の新本庁舎において、ISO14001の認証を取得します。 ◇「栃木県環境保全率先実行計画」に基づき、節電・節水等の環境への負荷低減に向けた取組を積極的に行います。 ◇「栃木県グリーン調達推進方針」に基づき、環境配慮物品の調達に努めます。 ◇市町村におけるISO14001、エコアクション21の認証取得や環境配慮物品の調達など、環境負荷の低減に向けた市町村の取組の支援に努めます。 	環境政策課 出納局会計課

514-3 環境学習の推進

区分	主な実施内容	担当課
環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境保全に関する体験型・問題解決型の学習を通して、小・中学校や高校などにおける環境教育を推進します。 ◇子どももエコクラブ活動への支援をはじめ、各種体験活動、講座など多彩な環境学習機会の充実に努めます。 ◇環境学習指導者や自然ふれあい活動指導者など様々な環境問題に関する指導者の活用を図り、県民や民間団体などが行う環境学習・環境保全活動の取組を支援します。 	環境政策課 自然環境課 教委学校教育課 教委生涯学習課
普及啓発及び広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種の広報媒体を活用して、環境の現状や環境保全の重要性などについての広報を推進します。 ◇クリーンアップフェアなどの参加・体験型のイベントを開催するとともに、環境情報誌、インターネットなどを通じた情報提供を行い、環境保全に関する普及・啓発活動を推進します。 	環境政策課
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇学習の機会や情報の提供などの機能を担う環境学習拠点施設の整備を進めるとともに、学校をはじめ青少年教育施設、試験研究機関、企業など環境学習関連施設間のネットワーク体制の構築に努めます。 ◇環境教育・学習に関する指導者を養成するとともに、教材・学習プログラムを作成します。 	環境政策課 教委学校教育課 教委生涯学習課

515 環境を支える森林づくり

参照：第2部 P144

515-1 森林の公益的機能の向上

区分	主な実施内容	担当課
人工林の間伐等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇適時適切な人工林の間伐等による森林整備を促進し、公益的な機能を高度に發揮する健全な森林をつくります。 ◇保安林等の公益的機能の高度発揮が必要な森林において、高齢級森林の間伐を促進するなど、機能の持続的発揮に努めます。 ◇森林所有者による自主的整備が困難となり公益的機能の低下が見られる森林を対象に、治山事業や森林整備公社が行う事業などにより、森林整備を推進します。 	造林課 森林土木課
多様な森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇育成天然林施業や複層林施業、長伐期施業などにより多様な森林をつくります。 ◇生育不良等のため機能の低下した人工針葉樹林を、広葉樹林や針広混交林に転換します。 	造林課
県民参加による森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇森林ボランティア・NPO・民間企業等による県民参加の森林づくりを促進します。 ◇新たな財源による森林環境保全対策の充実を検討します。 	

515-2 森林の適正な管理

区分	主な実施内容	担当課
森林計画制度による森林管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域森林計画や市町村森林整備計画等に基づき、森林の保全・管理を進めます。 ◇各種森林情報を一元的に管理する森林GISの充実を図るとともに、市町村等への導入促進を図り、森林の適正な保全・管理体制を構築します。 	林政課
保安林・林地開発許可制度による森林の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇保安林適正配備計画等により、特に公益性の高い森林を計画的に保安林に指定します。 ◇森林の開発を行う事業者に対し、法令等に基づき指導を行い、森林の有する機能の保全を図ります。 	森林土木課

516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

参照：第2部 P146

516-1 自然環境の保全と再生

区分	主な実施内容	担当課
自然環境の保全・再生等を図るための総合施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇豊かな自然と緑を守り育てるための条例を整備し、自然環境の保全・再生等を図るための具体的な行動計画を策定します。 ◇希少な野生動植物などの自然環境情報を収集・整備し、県版レッドデータブックやホームページ等により広く県民へ情報提供を行います。 	
多様な生態系の保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇小川、池沼、草原、雑木林などの多様な生態系の広がる身近な里地里山の保全・再生を図ります。 ◇ラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」においては、保全と賢明な利用を推進します。 ◇自然公園や自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の優れた自然環境の適正な管理を行います。 	自然環境課
自然環境に配慮した土地利用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇土地造成などの開発に際して、法令や自然環境保全協定制度に基づく指導を行います。 ◇多自然型川づくり・渓流づくりや生態系に配慮した圃場等の整備を推進し、生物の生息環境の保全創出を図ります。 	自然環境課 農村振興室 農地計画課 農地整備課 河川課 砂防課 都市計画課

516-2 野生鳥獣の保護管理

区分	主な実施内容	担当課
野生鳥獣に対する保護意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ◇野生鳥獣の観察会や愛鳥週間のポスターコンクール、傷病鳥獣の救護等を通して、野生鳥獣に対する保護意識の高揚を図ります。 	自然環境課
シカ、サル、クマ等の科学的な保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇シカ、サル及びクマの特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息環境の保全、健全な地域個体群の維持を図るとともに、農林水産業被害対策を推進します。 ◇生息域が拡大し、農林水産業被害を引き起こしているイノシシやカラワウの保護管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理を進めます。 	林業振興課 造林課 自然環境課 農村振興室 生産振興課
鳥獣保護区の指定及び適正な狩猟の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇特に保護すべき野生鳥獣の生息地を計画的に鳥獣保護区に指定します。 ◇狩猟規制や放鳥等を行い、狩猟資源と生態系バランスを維持します。 	自然環境課

516-3 自然とのふれあい活動の推進

区分	主な実施内容	担当課
自然ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇県立日光自然博物館や市町村の自然観察センターなどの県内自然ふれあい施設を活用し、自然観察会等を開催するとともに情報提供の充実を図ります。 ◇NPO等と連携した自然ふれあい活動を推進します。 	
人材の養成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ◇自然ふれあい活動指導者を養成・登録し、自然ふれあい活動を実施する市町村・民間団体等に紹介するなどその活用を図ります。 	自然環境課
自然とのふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇日光国立公園や県立自然公園等において、国や市町村と連携して歩道・駐車場等の施設の整備・管理を行い、安全で快適なふれあいの場として利用を促進します。 	

政策52 安全な暮らしを守る

参照：第2部 P149

521 安全で安心なまちづくりの推進

参照：第2部 P150

521-1 地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

区分	主な実施内容	担当課
安全で安心なまちづくりの普及啓発	◇安全で安心なまちづくりフォーラムや各種広報媒体による普及啓発事業を実施し、県民の防犯意識を高めます。	文化振興課 警察生活安全企画課 警察地域課
自主防犯活動への支援	◇防犯に関する専門知識や技術の提供を行う、自主防犯リーダー養成教室を開催し、自主防犯活動団体の設立を促進します。 ◇市町村との協力の下、各警察署単位に、自主防犯団体の情報交換会を開催し、地域の防犯ネットワークを構築します。 ◇事業者等が行うコンピュータへの不正アクセス等の防止に向けたネットワークセキュリティ対策を支援します。	文化振興課 警察生活安全企画課 警察地域課 警察生活環境課
犯罪抑止活動の強化	◇パトロール等の街頭活動を強化し、地域住民が不安を感じる犯罪の抑止、検挙活動を推進します。 ◇歓楽街等の治安悪化エリアにおける、各種取締り・官民合同パトロール等を推進し、環境浄化を図ります。 ◇地域住民との犯罪抑止活動の拠点である交番・駐在所の整備と併せ、地域の問題などに関する情報交換等を行う場となるコミュニティームの整備を図ります。 ◇交番相談員の配置促進などの各種空き交番対策を講じ、一時的な空き交番状態においても地域住民の届出等の対応に努めます。 ◇警察本部及び警察署並びに交番・駐在所間のネットワークを整備し、地域安全情報を迅速に提供します。	警察地域課 警察生活安全企画課 警察警務課 警察情報管理課

521-2 犯罪捜査活動の強化

区分	主な実施内容	担当課
犯罪捜査活動の強化	◇捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムを充実させるとともに、緊急通報システム等の犯罪捜査支援資機（器）材を整備して、捜査力の一層の向上を図ります。 ◇県民の体感治安を悪化させる空き巣やひったくり等の身近な犯罪をはじめ、暴力団犯罪や銃器薬物犯罪、来日外国人犯罪などの組織犯罪の取締りを強力に推進します。	警察刑事総務課 警察捜査第一課 警察捜査第二課 警察鑑識課 警察組織犯罪対策課 警察機動捜査隊 警察科学捜査研究所 警察生活安全企画課 警察生活環境課

521-3 犯罪被害者等支援の充実・強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
被害者支援の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇「(社)被害者支援センターとちぎ」との連携の下、電話や面接による相談活動及び法廷や病院への付き添い等の直接支援事業等を実施します。 ◇犯罪被害者等の支援に従事する警察職員やセンターで活動するボランティア相談員の養成及び資質の向上を図ります。 ◇犯罪被害者等に対する「被害者の手引」の配布、被害者連絡の実施等による情報提供を行います。 ◇犯罪被害に係る初診料の公費負担等経済的支援の充実を図ります。 ◇「(社)被害者支援センターとちぎ」との連携の下、ポスター等の配布、インターネットの活用、講演会の開催等による積極的な広報啓発活動を実施して、犯罪被害者の現状等について県民の理解を深めます。 ◇犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることのないよう、被害者等の安全の確保に努めます。 	警察警務課 警察刑事総務課 警察交通指導課 交通対策課

522 総合的な交通安全対策の推進

参照：第2部 P152

522-1 交通安全に関する啓発の推進

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育をはじめとした高齢者対策を重点的に実施します。 ◇高齢者と子どもが交通安全をテーマに交流し、相互理解を深めながら、交通安全意識の高揚を図ります。 ◇学校、企業、高齢者関連団体などと連携して、各種科学的教育機材等を活用しながら、実践的な交通安全教育を推進します。 ◇各種団体が行う交通安全教育を支援します。 	警察交通企画課 交通対策課
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種広報媒体を活用し、県民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るために広報啓発活動を推進します。 	

522-2 交通違反の取締り強化

区 分	主 な 実 施 内 容	担当課
悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇悪質で危険な飲酒運転、著しい速度超過、交差点違反のほか、迷惑性の高い駐車違反など、交通事故に直結する交通違反の取締りを推進します。 ◇放置駐車違反確認事務等の民間委託を推進します。 	警察交通指導課
暴走族総合対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇採証機材の整備活用による暴走族の効果的な取締りを推進します。 ◇交通関係機関・団体と連携した暴走族からの離脱支援及び加入防止対策を推進します。 	

522-3 交通安全施設の整備

区分	主な実施内容	担当課
交通安全施設の整備	<p>◇道路の交通量や利用者等を考慮の上、信号機や標識標示の整備、自転車歩行者道の整備、道路照明の設置等を行います。</p> <p>◇自転車歩行者道の整備並びに段差解消等の道路のバリアフリー化により、道路交通上の弱者である自転車、歩行者等の通行の安全と快適性を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道294号 鶴田（真岡市） ・国道408号 道場宿（宇都宮市） ・県道今市氏家線 東町（日光市） ・県道石末真岡線 上高根沢（高根沢町） 等 	警察交通規制課 道路建設課 道路維持課 都市施設課
交通事故対策の推進	<p>◇交通事故が集中的に発生している事故多発地点について、それぞれの状況に応じた信号機のLED化、交差点改良、歩道の整備、道路照明の設置などの安全対策を集中的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道宇都宮栃木線 本丸（壬生町） ・県道氏家宇都宮線 海道町（宇都宮市） ・県道宇都宮鹿沼線 砥上、荒針、鶴田（宇都宮市） 等 	

522-4 道路施設の安全確保

区分	主な実施内容	担当課
道路の適切な管理と舗装修繕の実施	<p>◇県が管理する道路の路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設について、道路パトロールや舗装修繕等による適切な維持管理を実施します。</p> <p>◇道路・橋梁等の状態を把握・予測して、必要な補修等を行う、トータルコストの低減に資する管理のあり方（道路アセットマネジメント）について検討します。</p>	道路維持課
道路の防災・防雪対策の推進	<p>◇落石防護柵や法面崩落対策工事等の防災対策施設及び避難路などの整備により、落石や土砂崩落等から利用者を守り、道路の安全な通行を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道121号防災対策（日光市） ・県道鹿沼足尾線防災対策（日光市） ・県道黒磯田島線防災対策（那須塩原市） 等 <p>◇冬期積雪時において、除雪や路面凍結防止対策を実施するほか、雪崩対策等施設を整備し、地域間交通の途絶の解消を図り、道路利用の安全と信頼性を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道121号雪寒対策（日光市） ・県道川俣温泉川治線雪寒対策（日光市） ・県道黒部西川線雪寒対策（日光市） 等 	道路維持課 道路建設課

523-1 消費者の自立支援

区分	主な実施内容	担当課
教育・啓発事業と情報提供事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇若者や高齢者等をはじめとして、広く県民を対象に各種消費生活講座などの教育・啓発事業を実施し、正しい消費知識の普及を図ります。 ◇消費者教育に関する副読本を作成・配布し、学校における消費者教育を支援します。 ◇関係団体と連携し、金融分野における消費者教育を支援します。 ◇消費生活情報誌やインターネット等各種媒体を通じ、消費生活に役立つ各種情報を広く県民に提供します。 ◇住宅関連情報の収集と県民に対する情報提供の充実を図ります。 	文化振興課 住宅課
消費者団体の支援、消費者活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域消費者活動の担い手となるリーダーの養成等により、地域消費者活動の活性化を図ります。 ◇消費者フォーラム等の消費者活動支援事業を実施します。 ◇消費者団体に対し支援・指導等を行い、活動の促進を図ります。 	文化振興課

523-2 消費生活相談体制の充実

区分	主な実施内容	担当課
消費生活相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇県消費生活センターの相談体制の充実・強化を図り、複雑多様する消費者からの相談に的確に対応します。 ◇市町村消費生活相談員の研修会の開催等により、市町村における相談業務の充実化を支援します。 ◇苦情相談に係る原因究明のための商品テストを実施します。 ◇県民からの幅広い相談内容に対応できる住宅関係相談窓口の充実を図ります。 	文化振興課 住宅課
消費者取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ◇関係法令及び消費生活条例に基づき、事業者への指導・啓発等を行います。 ◇計量器の検定や検査、小売店舗などへの立入検査や計量モニター事業等による計量思想の普及啓発を実施し、計量制度の適正な運用を図ります。 ◇食品関連事業者等に対する食品表示制度の普及啓発や食品表示ウォッチャーの活用などにより、食品表示の適正化を促進します。 	文化振興課 産業政策課 経済流通課 生活衛生課

政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

参照：第2部 P157

531 防災・危機管理対策の充実

参照：第2部 P158

531-1 防災・危機管理意識の高揚

区分	主な実施内容	担当課
県民の防災・危機管理意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合防災訓練をはじめ自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災訓練などにより、県民の防災・危機管理意識の高揚を図ります。 ◇「県民防災の集い」、「水防月間」、「土砂災害防止月間」、「かけ崩れ防止週間」などの行事を通じ、防災意識の啓発と知識の普及を図ります。 ◇防災館において、展示、訓練・体験設備等の充実を図り、県民の防災意識の啓発を図ります。 ◇洪水等の災害時に迅速かつ的確な避難が出来るよう、土砂災害情報図の作成を推進するとともに、市町村が作成する洪水、土砂災害ハザードマップの作成を支援します。 	消防防災課 河川課 砂防課
自主防災活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の自主防災組織の結成や資機材の整備を支援します。 ◇消防学校等において自主防災組織等のリーダーの養成に努めます。 	消防防災課
災害のおそれのある区域の指定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ◇県内の主要な河川の浸水想定区域を指定・公表します。 ◇土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を推進します。 ◇危険なかけ地から安全な場所への移転事業を促進します。 	河川課 砂防課 建築課

531-2 防災・危機管理体制の強化

区分	主な実施内容	担当課
防災・危機管理体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災拠点となる防災センター（仮称）等の整備を推進します。 ◇県、警察、消防、自衛隊、公共機関等の関係機関が、連携して迅速な災害対応活動を実施できるよう、体制の強化を図ります。 ◇水防警報河川の指定拡大や水防管理団体等の活動等の支援を強化し、水防体制の充実を図ります。 ◇市町村の災害・危機・有事等に関する計画策定等の支援をします。 ◇震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士^{※1}の養成及び判定支援、実施体制の整備を図ります。 ◇不特定多数の人々が利用する建築物の維持管理、報告制度の周知及び指導を推進します。 ◇大規模災害等が発生した際の近県等との相互応援体制の充実を図ります。 ◇国民保護法に基づく避難・救援等の実施体制の確立を図ります。 ◇災害に備えた物資の確保を図るとともに、災害活動や危機管理対策に必要な装備資機材の整備を推進します。 ◇水道事業者に対して災害に強い水道施設整備の技術支援及び助言を行います。 <p>※1 地震などにより被災した宅地の被害状況を調査して、二次災害等の危険性を判定する者</p>	消防防災課 生活衛生課 河川課 建築課 警察警備第二課
産業保安体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇火薬類、電気、高圧ガスに係る保安検査、立入検査、保安講習会等を実施します。 ◇砂利採取、採石に係る立入検査、現地調査等を実施します。 ◇休廃止鉱山の坑廃水処理を実施する事業者に対して助成を行います。 	工業振興課

531-3 防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

区分	主な実施内容	担当課
収集伝達システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災行政ネットワークシステム等の整備を推進し、市町村の避難勧告発令や住民の避難行動の判断に資する、気象情報、震度情報、雨量・河川水位情報等の防災情報を収集し、市町村をはじめ防災関係機関への伝達や県民への周知を図ります。 ◇土木部総合情報センター（仮称）の整備を推進し、雨量や河川水位情報等を収集し、洪水や土砂災害発生の予測・分析を行います。 ◇市町村の同報系、移動系、地域系行政無線の充実を図ります。 	消防防災課 技術管理課 河川課 砂防課

531-4 消防力の充実

区分	主な実施内容	担当課
地域の消防力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇高機能消防指令センターの整備を促進し、緊急時における消防活動をより迅速かつ的確に実施します。 ◇危険物取扱者、消防設備士の育成などにより、予防対策の充実を図ります。 ◇消防・防災ヘリコプターの機能充実等を図り、航空防災体制を強化します。 ◇消防学校における消防職・団員の教育訓練の充実を図ります。 ◇消防団の将来を担う少年少女の育成等の事業を支援するとともに、広報事業を実施し、団員の加入促進を図ります。 ◇各種表彰事業を行うことにより、消防団員の意識高揚並びに地域住民や事業所への理解を深めます。 ◇消防広域化基本計画作成など、消防広域再編への支援を行います。 	消防防災課
搬送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇気管挿管等の高度救命処置が実施できる救急救命士の育成などにより、救命率の向上を図ります。 ◇救急救命士による高度な応急処置を県民が等しく受けられるよう、高規格救急自動車等の整備を促進します。 ◇救急業務の高度化に伴う病院実習や事後研修により、消防機関と救急医療機関との連携強化を図ります。 	消防防災課 医事厚生課

532 防災基盤の整備

参照：第2部 P160

532-1 治水対策の推進

区分	主な実施内容	担当課
災害に強い河川等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇河川の特性や地域の風土・文化等を反映させた河川整備計画を策定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・思川圏域、三杉川圏域、渡良瀬川上流圏域 等 ◇流域特性に応じた効果的・効率的な河川の整備や遊水地等の建設を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・思川（小山市）、五行川（真岡市、二宮町、芳賀町）、熊川（那須塩原市）、三杉川（佐野市）、大芦川（鹿沼市） 等 ◇公共下水道による雨水排水施設の整備を促進し、都市内の浸水被害を軽減させます。 	河川課 下水道課
河川管理施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇河川堤防等の適正な維持管理を図るとともに、破堤を防止するための堤防強化対策を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・田川（宇都宮市）、思川（小山市）、巴波川（小山市） 等 ◇ダム等の河川管理施設の適切な運用により、適正な洪水調節と河川の安全性を確保します。 	河川課

532-2 土砂災害対策の推進

区分	主な実施内容	担当課
土砂災害防止施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇土砂災害防止施設の整備を推進し、土石流、急傾斜地崩壊、地すべりなどによる土砂災害等から、学校・公民館等の避難場所、高齢者等が利用する災害時要援護者施設、山村・中山間地域の重要交通網等の安全性を確保します。 ・蛇尾川（床固め工、那須塩原市）、三宿沢（砂防堰堤、日光市）、仲丸（地すべり防止対策、那珂川町）、中央二丁目（急傾斜地崩壊対策、那須烏山市）等 	砂防課
土砂災害防止施設の維持管理	◇砂防指定地における開発行為の規制や砂防ボランティア協会との連携等による、定期的な施設の点検を実施し適切な維持管理を行います。	

532-3 治山対策の推進

区分	主な実施内容	担当課
山地災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇豪雨等により被災した荒廃山地を復旧し、被害の拡大を防止します。 ◇地形、地質や森林の現況など地域特性を考慮し、緊急性の高い山地災害危険地区等において予防対策を計画的に推進します。 ◇山地防災ヘルパーの育成や関係機関・地域住民との連携強化を図るとともに、山地災害情報の提供を進めます。 	森林土木課
防災機能の高い森林の整備	◇間伐や複層林化などを推進し、防災機能の高い森林をつくります。	造林課 森林土木課

532-4 防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

区分	主な実施内容	担当課
公共建築物等の耐震化と避難所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害時における災害対策活動拠点となる県庁舎をはじめ、避難施設等として重要な役割を担う公共施設の耐震化を推進します。 ◇災害発生時における危険区域内住民等が迅速に避難できるよう、避難場所の選定、誘導体制、避難路等の整備を促進し、避難者の安全を確保します。 	消防防災課 管財課 建築課 教委施設課
緊急輸送道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇震災時の応急対策人員、物資等を迅速かつ円滑に輸送する緊急輸送道路の整備を推進します。 ◇震災点検結果等に基づき、緊急輸送道路の橋梁耐震化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・国道122号 奥細尾橋（日光市） ・国道293号 新旭橋（さくら市） ・県道朽木藤岡線 藤岡大橋（藤岡町）等 ◇2次医療機関へのアクセス道路の狭隘区間の解消や交通容量不足箇所等の整備を推進し、混雑箇所の解消を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・国道461号 奥沢バイパス（大田原市） ・県道矢板塩谷線 高塩・田所（矢板市・塩谷町） ・県道小山南河内線 出井（小山市）等 	道路建設課 道路維持課 都市施設課 高速道路対策室



県木／トチノキ



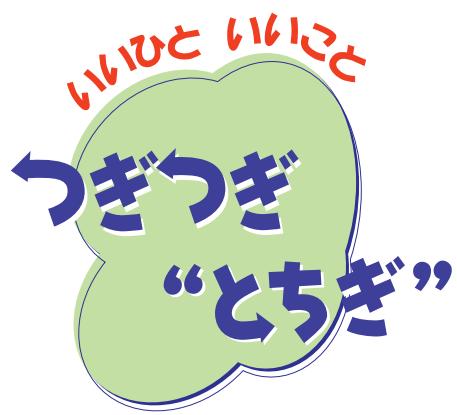
県鳥／オオルリ



県花／やしおつつじ



県獣／カモシカ



○ロゴマークの特徴

- ・背景の形は、県の形をモチーフにしています。
- ・文字の形は、躍動感や楽しさを表現しています。
- ・「つぎつぎ “とちぎ”」の文字の矢印は、“とちぎ”の魅力をつぎつぎと県内外に発信していくイメージや、未来に向かって挑戦していく前向きな姿勢を表現しています。
- ・配色は、赤が「元気・活力」を、青が「若々しさ・健やかさ」を、緑が「自然豊かなとちぎ」のイメージ」を表現しています。